

# 磐田市雇用奨励金支給制度 事前チェック表

## 1 対象となる企業かの確認

### 1. 【一般の中小企業事業主】

【4-1(1)-ア】

- ①中小企業法第2条第1項に定める中小企業者及び個人事業主である。
- ②常時使用の従業員数が会社全体で100名以下である。  
(小売業を主とする事業主は50名以下)

### 2. 【介護サービス等を行う事業主】

【4-1(1)-イ】【2-(3)①】

- ①別表1に定める介護サービス事業所及び介護施設等を運営する事業主である。

#### 【別表1】

訪問系サービス事業所	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所、居宅療養管理指導事業所
通所系サービス事業所	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所
短期入所系サービス事業所	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
多機能型サービス事業所	小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所
介護施設等	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

- ②資本金の額又は出資金の総額が3億円以下である。 【4-1(1)-イ】【資本金】
- ③常時雇用の従業員数が法人全体で100名以下である。【4-1(1)-イ】【従業員数】
- ④対象労働者が介護に携わる者として別表2に定める業務に従事している。

### 3. 【共通事項】

- ①市内に事業所を有する。 【4-1-(2)】
- ②雇用保険適用事業所の事業主である。  
(雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しで確認します。) 【4-1-(3)】
- ③対象労働者等の雇入れ日の前日から過去6か月の間に事業主の都合により  
従業員を解雇していない。 【4-1-(4)】
- ④市税の滞納がない。 (完納証明で確認します。) 【4-1-(5)】
- ⑤対象労働者を3か月以上雇用する見込みがある。 【4-1-(6)】
- ⑥対象労働者の雇用にあたり国・県その他市町村から同様の補助を受けてい  
ない。 【4-2-(3)】
- ⑦風俗営業等の規制に関する法律に規定する営業を営む事業主ではない。 【4-2-(4)】
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び  
その利益となる活動を行っていない。 【4-2-(5)】

## 2 対象となる労働者かの確認

(雇用契約書、雇入れ通知書、雇用保険資格取得通知書、要件確認書等で確認)

- ①事業主に直接雇用されている。 【2 (1) ア】
- ②雇用期間の定めがない。 【2 (1) イ】
- ③雇用保険の一般被保険者である。 【2 (1) ウ】
- ④雇用される事業所で正規労働者としての処遇を受ける。 【2 (1) エ】
- ⑤申請日に磐田市民として住民登録されている。 【2 (2) ア】
- ⑥市内の事業所に勤務している。 【2 (2) イ】
- ⑦事業主の代表者又は取締役と3親等以内の親族(配偶者、親、子供、孫、  
祖父母、叔父・叔母 甥・姪)ではない。 【2 (2) ウ】
- ⑧過去にこの制度の支給対象になっていない。 【4-2-(1)】
- ⑨雇入れの日の前日から過去1年間、今回雇用される事業所で、雇用・請負  
・委任の関係はなかった。また、出向・派遣として就労していない。  
【4-2-(2) ①②】
- ⑩雇入れの日の前日から過去1年間、グループ企業等今回雇用される事業所  
と関連する企業において就労していない。  
【4-2-(2) ③】

### 3 介護対象労働者かの確認

【2-3-②】

(介護対象労働者に該当する場合のみ)

- ①介護サービス事業所及び介護施設等を運営する事業主に雇用され、別表2の業務に従事する労働者である。

#### 【別表2】

1 介護職員	介護福祉士、ホームヘルパー2級取得者、 介護職員初任者研修修了者、 ※採用時に資格がなくても、採用後に介護に関する 研修等を受講し、資格取得の予定者も含む
2 生活相談員	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士
3 看護職員	看護師
4 機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師 あん摩マッサージ師
5 ケアマネージャー	介護支援専門員
6 管理者・ 計画作成責任者	介護福祉士

## 《対象となるかの確認のためのチェック箇所》

Q どれをチェックすれば対象となるのか？

A ①一般中小企業事業主の場合 (個人事業者も含みます。)

1-1 【一般の中小企業主】、1-3 【共通事項】、

2 【対象となる労働者かの確認】

全て該当していれば申請の条件に該当すると思われます。

②介護サービス等を行う事業主の場合

1-2 【介護サービス等を行う事業主】、1-3 【共通事項】、

2 【対象となる労働者かの確認】、3 【介護対象労働者かの確認】

全て該当していれば申請の条件に該当すると思われます。

## 《各項目の確認》

### 1 対象となる企業かの確認

#### 1. 【一般の中小企業主】〔一般中小企業主対象のみ〕

(1 1.①)

Q 「中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者」とは？

- A 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員  
の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他  
の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる  
事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員  
の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業と  
して営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員  
の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる  
事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員  
の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事  
業として営むもの

※中小企業基本法の会社にあたらぬ協同組合、連合会、医療法人、  
社会福祉法人、NPOは対象外

(1 1.②)

**Q 従業員100名以下の企業とは？**

A 常勤する従業員数が事業所単位ではなく、申請する企業全体で100名以下の企業（ただし、小売業については50名以下）

【パート・派遣含むが季節労働者は除く】

## 2. 【介護サービス等を行う事業主】〔介護対象のみ〕

(1 2.③)

**Q 従業員100名以下の企業とは？**

A 常勤する従業員数が事業所単位ではなく、申請する法人全体で100名以下であること。

【パート・派遣含むが季節労働者は除く】

(1 2.④)

**Q 表に記載されている職種以外は該当とならないのか？**

A 直接介護に携わる労働者として、表に記載した職種のみ該当となります。

## 3. 【共通事項】 〔一般・介護両方〕

(1 3.④)

**Q 市税の滞納がないとは？**

A 法人の場合は法人分、個人事業主の場合は個人分の完納証明（申請時に完納が確認できるもの）を市税課で取得し申請書類として添付してもらいます。

(1 3.⑤)

**Q 3カ月以上雇用の見込みとは？**

A 今回の奨励金は3ヶ月間継続的に雇用することが絶対条件となります。支給決定後3ヶ月経過したのちに実績報告書を提出してもらいます。

3カ月以上雇用が継続できなかつた場合は支給決定後でも支給を取り消し、全額返還となります。

(1 3.⑥)

**Q 国・県その他市町村から同様の補助とは？**

A 労働局で実施例

- ・特定求職者雇用開発助成金：高齢者、障害者、母子家庭の母などを雇用した場合の助成金（賃金の一部を事業所へ補助）⇒ 奨励金と助成金の選択となる
- ・キャリアアップ助成金正社員化コース：会社の整備に対する補てん金（賃金の補てんではない）⇒ 奨励金との重複可

## 2 対象となる労働者かの確認〔一般・介護両方〕

(2 ①)

**Q 事業者で直接雇用されているとは？**

A 雇用契約書等で派遣等ではなく、直接雇用されていることが確認できること

(2 ②)

**Q 「雇用期間の定めがない」とは？**

A 雇用契約書等で期間労働者等ではなく、雇用期間の定めがないことが確認できること

(2 ④)

**Q 「事業所で正規労働者としての処遇を受ける」とは？**

A 福利厚生等の処遇面で正社員として処遇を受けていること

(2 ⑤)

**Q 磐田市民として住民登録されたもの？**

A 住民登録をし、実際に磐田市に居住している方が対象となります。なお、住民登録については、市で登録の有無を確認します。

(2 ⑥)

**Q 「市内の事業所に勤務している」とは？**

A 雇用から最低3カ月間は磐田市内の事業所に勤務することが必要となります。

(2 ⑧)

**Q 「過去にこの制度の対象になっていない」とは？**

A 一人の労働者に対しこの制度は1回のみの助成となるため、雇用者がかわっても同じ労働者を対象に申請する場合は対象となりません。

(2 ⑨)

**Q 「雇入れの日の前日から過去1年間、今回雇用される事業所で、雇用・請負・委任の関係はなかった。また、出向・派遣として就労していない」とは？**

A 雇入れの日の前日から過去1年間、パートや派遣で働いている労働者を正規雇用する場合は該当となりません。

(2 ⑩)

**Q 「雇入れの日の前日から過去1年間、グループ企業等今回雇用される事業所と関連する企業において就労していない。」とは？**

A 雇入れの日の前日から過去1年間、親会社・子会社・グループ企業で働いている労働者を正規雇用する場合は該当となりません。

### **3 介護対象労働者かの確認 [介護対象のみ]**

(3 ①)

**Q 表に記載されている職種以外は該当とならないのか？**

A 直接介護に携わる労働者として、表に記載した職種のみ該当となります。